

第2回日英外務・防衛閣僚会合共同声明（仮訳）

平成28年1月8日

1. 岸田文雄外務大臣及び中谷元防衛大臣並びにフィリップ・ハモンド外務・英連邦大臣及びマイケル・ファロン国防大臣は、2016年1月8日、東京において第2回日英外務・防衛閣僚会合を開催した。

2. 四大臣は、過去一年間の防衛・安全保障協力における進展を歓迎し、2014年5月の安倍総理の訪英の際の共同声明で示された、日英間のダイナミックな戦略的パートナーシップを再確認した。

3. 四大臣は、民主主義、法の支配、人権及び開かれた透明性のある市場という共通の価値を認識した。四大臣は、緊密なパートナーとして、日英が、国際的なシステム及び規範を支持するための協力を引き続き深めることに留意した。四大臣は、日英が、災害救援及び国連平和維持活動におけるより大きな役割等を通じ、地球規模の安全保障課題への取組について協力していくことを確認した。英国は、日本をアジアにおける最も緊密な安全保障パートナーと認識しつつ、日本の最近の「平和安全法制」を歓迎するとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」により、日本が、世界の平和、安定及び繁栄を確保するため、より一層積極的な役割を担うことを支持した。日本は、世界的な広がりや影響力を備えた、安全で繁栄した英国に向けてのビジョンを示した。英国の「2015年戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR)並びにGDPの2%を防衛費に充てること及びGNIの0.7%を外国の開発に充てることへのコミットメントを歓迎した。日本は、国際テロとの闘いを含め、グローバル・パワーとして国際的な安全保障課題に取り組む英国の意志と行動を評価し、アジア太平洋における英国のより大きなプレゼンスを歓迎する。

4. 四大臣は、東シナ海及び南シナ海における状況に対する懸念を表明した。四大臣はまた、現状を変更し緊張を高め得る、大規模な埋立て等のあらゆる威圧的又は一方的な行動に対する反対を表明した。四大臣は、国連海洋法条約(UNCLOS)を含む、普遍的に認識された国際法の諸原則に従って、南シナ海における海洋に関する紛争を平和的に解決することの重要性を再確認した。四大臣は、全ての関係当事者に対し、緊張を高める行動を自制し、国際法に従ってこれらの海洋に関する紛争を平和的に解決することを早急に追求するよう求めるとともに、航行及び上空飛行の自由の行使を支持した。また、四大臣は「2002年南シナ海における関係国の行動に関する宣言」の完全かつ実効的な実施と、南シナ海における実効的な行動規範の策定のための交渉の早期妥結を支持した。四大臣は、両国が注視している、UNCLOSの下でフィリピンにより提起された現在進行中の仲裁裁判に留意するとともに、同裁判所の決定は、法的拘束力を持つことに留意した。

5. 四大臣は、ウクライナの主権及び領土一体性への揺るぎないコミットメントを改めて表明し、ミンスク・プロセスの完全な履行を通じた平和的解決を要請した。また、ウクライナの政治・経済的安定に向けた努力及びその改革プログラムを支援することへのコミットメントを再確認した。

6. 四大臣は、北朝鮮の核及び弾道ミサイルの開発の継続に重大な懸念を表明した。四大臣は、北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議及び2005年の六者会合共同声明を遵守し、核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に復帰するよう求めた。四大臣は、関連の国連安保理決議、不拡散体制及び2005年の六者会合共同声明の明白な違反である、1月6日に北朝鮮より実施された核実験を強く非難した。北朝鮮の行動は、北朝鮮が国際の平和と安全に対する深刻な脅威であることを示すものである。四大臣は、新たな安保理決議における更なる重要な措置について日英が早急に作業することを確認した。四大臣はまた、北朝鮮に対し人権侵害を直ちに停止するとともに、拉致問題を可能な限り早期に解決することを要請した。

7. 四大臣は、東南アジアにおける日英間の協力を再確認し、2016年1月にフィリピンで開催される人道支援・災害救援に関するASEAN向けのセミナーを含め、新規共同事業に関する調整が進行中であることに留意した。四大臣は、両国がそのような共同の取組を継続し、特に海洋安全保障、海洋安全、海洋保全及びサイバーセキュリティにおける、東南アジア諸国の能力構築のための更なる連携を追求することを再確認した。このような新たな分野での協力を進展させるため、四大臣は事務当局に対し、定期的に会合し情報及び提案を交換するよう指示した。

8. 四大臣は、ソマリア沖海域及びアデン湾での海賊対処行動における国際的な協力を歓迎した。四大臣はまた、海賊対処行動のための第151連合任務部隊（CTF 151）の司令官を日本が務めていた際の二国間協力を認識した。四大臣は、平和維持・平和構築における連携を含む、アフリカでの共同協力事業を追求することを事務当局に指示した。

9. 英国は、G7伊勢志摩サミットの成功のために日本の2016年のG7議長任期において、また国際連合安全保障理事会において、日本と緊密に協力していくことへの期待を示した。四大臣は、今日の安全保障課題に対処するため、国連安保理改革の重要性及び第70回国連総会会期中に具体的な成果を得ることの重要性を強調した。英国は、日本の国連安保理常任理事国入りに対する強い支持を再表明した。

10. 英国は、NATOにおける交流や共同訓練への、拡大している日本の参加を歓迎

迎し、より高次のパートナーシップを通じた、日・NATO協力の更なる深化への期待を示した。また英国は、「共通安全保障・防衛政策」に関するEUへの日本による今後の関与への支持を表明した。

11. 英国は、2015年9月に安倍総理によって発表された女性・平和・安全保障に係る「行動計画」の策定を歓迎した。四大臣は、国連及び日本議長下のG7においても、女性・平和・安全保障及び「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ」に関し連携する機会を追求することを確認した。

12. 四大臣は、非伝統的な安全保障の脅威の台頭につき議論した。特に四大臣は、多くの罪のない人々を殺害・負傷させた、パリ及び他のあらゆる場所での最近のテロ攻撃を強く非難した。四大臣は、我々の市民に対するテロのリスクを低下させるために協力すること、また、中東、北アフリカ及びサヘルの不安定性の根源並びにダーイシュ/ISILの脅威に対処するアプローチを発展させていく際に緊密に連携することへのコミットメントを表明した。四大臣は、直近で2015年10月に開催された日英テロ対策協議は、協力のための効果的な枠組であることを確認し、また、インドネシア及びケニア並びに航空及び国境の安全等における協力の方策を特定していくことにコミットした。

13. 悪意あるサイバー主体に起因する課題を両国が共有していることを認識し、四大臣は、サイバーセキュリティ分野における情報共有及び協力を強化していくことを決定した。四大臣は、2016年春に予定されている、次回のハイレベルのサイバー空間に関する日英協議を歓迎した。

14. 四大臣は、物品役務相互提供協定(ACSA)は二国間の安全保障協力の枠組における重要な柱の一つであることを認識しつつ、ACSAについて見られた進展を歓迎した。そのため、四大臣は、可能な限り早い機会に交渉を妥結するよう求めた。また四大臣は、共同運用・訓練を円滑化するため、行政的、政策的及び法的手続を改善するための方策を議論するよう事務当局に指示した。加えて、四大臣は、2014年5月に両首相によって表明された、防衛・安全保障での協力の包括的な枠組をいかに実用化するかについて議論し、更なる議論に期待を示した。

15. 四大臣は、日英防衛装備・技術協力運営委員会の作業及び防衛装備技術協力の深化を認識し、更なる協力を再確認した。「共同による新たな空対空ミサイル(JNAAM)」の実現可能性に係る研究の第一段階の成功を受け、四大臣は、議論が第二段階に移行していくことを確認した。四大臣は、実施中の「化学・生物防護技術に係る共同研究」に見られた進展を歓迎し、また、人員脆弱性評価についての新たな共同研究を開始することを確認した。

16. 四大臣は、2015年10月に日本の鳥取県にある航空自衛隊美保基地への英国空軍（RAF）機の訪問を含め、日本の自衛隊と英国軍の間の交流及び共同訓練が増加していることを歓迎した。四大臣は、ペルシャ湾掃海活動の共同訓練の継続、水陸両用能力を改善するための協力の検討、IED（即製爆発装置）対処能力向上を含む協力プログラムを発展させ続けることを確認した。また、四大臣は、2016年に英国空軍機タイフーンの日本への訪問を追求することを確認した。日本は、英国が「パシフィック・パートナーシップ2016」への参加を計画していることを歓迎した。四大臣は、日本、英国及び地域の他のパートナーとの間で、共同訓練を通じたものも含め、可能な協力を追求することを決定した。

17. 四大臣は、平和で安全な、核兵器のない世界に向けた協力を継続していく決意を新たにした。四大臣は、NPTの決定的な重要性を強調した。四大臣は、核兵器国と非核兵器国双方の協力の下で、核軍縮・不拡散及び原子力エネルギー・技術の平和的利用を支えるべく、日英が国際場裏で表明してきたように、現実的かつ具体的な措置を推進することの重要性を強調した。

18. 四大臣は、先月のロンドンでの第4回日英原子力年次対話において確認されたとおり、民生用原子力における緊密な協力を歓迎した。日英は、更なる機会を追求し、長期にわたり歴史的関係となるものを深化していくための、自然なパートナーとしてお互いを考えている。英国は、二国間の広範囲かつ戦略的な産業パートナーシップの一環として、英国における新規建設計画への日本企業の関与を歓迎した。日英は、民生原子力セクターにおける、英国及び日本企業の相互補完的な強みは、相互の恩恵・利益のための更なる戦略的パートナーシップを追求する機会を提供することを認識した。

19. 四大臣は、社会的及び経済的繁栄のための安定した安全保障環境の重要性と、気候変動がグローバルな安全保障及び繁栄にもたらす脅威に留意した。四大臣は、危険な気候変動との闘いにおける歴史的転換点であるパリ協定の採択を歓迎するとともに、同協定の実施に弾みを与えるため、G7その他のフォーラムを通じ、国連気候変動枠組条約及びその他の気候変動問題に関する対話を継続していくことを決意した。

20. 四大臣は、長期にわたる繁栄した日英貿易・投資関係の双方にとっての重要性を認識した。四大臣は、日本が米国に次いで英国に対する最大の歴史的な外国直接投資元であり、また、自動車、鉄道並びに再生可能及び原子力エネルギーの分野における欧州の主要なパートナーであることを想起した。四大臣は、世界の成長を後押しする上での、高度に野心的かつ包括的な日・EU経済連携協定の重要性を再確認した。

また、四大臣は、日本及びEUの2016年の可能な限り早い時期に全ての主要課題を含む合意に達するという目標を支持した。

21. 四大臣は、情報保護協定の締結以降の、情報共有・分析に見られる進展に対する満足の意を表明した。

22. 四大臣は、テロ対策及びサイバーセキュリティ等の主要な分野に焦点を当てた取組を通じ、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の安全・警備のための協力へのコミットメントを確認した。また、四大臣は、日本における2019年のラグビー・ワールドカップ及び2020年東京オリンピックに向けて、また、国際的な危機への対応において、海外の英国人及び日本人の安全を確保するための二国間の領事協力を強化することとした。

23. 四大臣は、両国のそれぞれの事務当局に、本日の会合の結果を綿密にフォローアップし、次回の外務・防衛閣僚会合において報告するよう指示した。

(了)